

『行政不服審査法実務ハンドブック』

目 次

第 1 章 行政不服審査法の概要

I	平成26年法改正の目的	2
1	審査請求への一元化	2
2	審査請求期間の延長	2
3	不服申立前置主義の見直し	2
4	審理員制度	3
5	行政不服審査会への諮問	4
II	不服審査請求をめぐる現状	4
1	新法施行後5年の経過と検討会最終報告	4
2	事務取扱ガイドラインの策定と公表	5
3	審査請求の件数	5
(1)	国	5
(2)	地方公共団体	6
(3)	訴訟との比較	6
4	勉強会や研究等	6

第2章 審査請求人側からみる 手続の留意点・スキル

I	不服審査請求にあたって	10
1	審査請求の流れ	10
	〈図〉 審査請求の手続の流れ	10
2	訴訟提起か審査請求かの選択	11
(1)	不服申立前置主義の見直し	11
(A)	簡便性と費用	11
(B)	認容率、審理期間	11
(C)	審理手続と救済	12
(D)	処分庁側の主張の明確化	12
(E)	不当性審査	13
(2)	代理人としての判断	13
II	審査請求の入口	13
1	審査請求における当事者・関係者	13
(1)	当事者（審査請求人）	13
(A)	処分についての審査請求	13
(B)	不作為についての審査請求	14
(2)	法人でない社団または財団	14
(3)	総代	14
(4)	代理人	15
(5)	参加人（利害関係人）	15
(6)	処分庁および不作為庁	16

(7) 審査庁	16
(8) 審理員	17
(9) 行政不服審査会	17
2 審査請求の対象	17
(1) 処分	17
(2) 不作為	17
3 不服審査請求と適用除外	18
(1) 法7条1項	18
(2) 法7条2項	20
4 審査請求先	21
(1) 当該処分庁等	21
(2) 宮内庁長官または当該庁の長(法4条2号)	22
(3) 当該主任の大臣	22
(4) 最上級行政庁	22
5 審査請求	23
(1) 審査請求期間	23
(A) 原則	23
(B) 正当な理由	23
(2) 審査請求書についての法令の定め	23
(3) 審査請求書の記載	24
【書式1】 審査請求書——処分についての審査請求の場合	25
【書式2】 審査請求書——不作為についての審査請求の場合	27
(4) 添付すべき証拠等	28
(5) 請求認容に向けて	28
(6) 補正	29
6 執行停止	29
(1) 執行不停止の原則	29

目次

(2) 執行停止の申立て	29
【書式3】 執行停止申立書	30
(3) 執行停止の内容	31
(A) 処分の効力の停止(法25条2項・3項)	31
(B) 処分の執行の停止(法25条2項・3項)	31
(C) 手続の続行の停止(法25条2項・3項)	31
(D) その他の措置(法25条2項)	31
(4) 裁量的執行停止の要件	32
(5) 義務的執行停止の要件	32
(A) 積極要件	32
(B) 消極要件	33
(6) 審理員の意見書の提出権	33
7 審理手続を経ない却下裁決	33
8 審理員の指名等	34
(1) 審理員の指名	34
(2) 審理員指名が行われない場合	34
(A) 審査請求を却下する場合	34
(B) 有識者等で構成される委員会等が審査庁となる場合	35
(C) 条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合 (法9条1項ただし書)	35
(3) 審理員の身分	36
(4) 審理員の除斥事由	36
(A) 処分に関与した者(法9条2項1号)	36
(B) 審査請求の当事者との間に一定の関係がある者(法9条2 項2号ないし7号)	37
(5) 審理員候補者名簿の作成	37

III	審理手続	38
1	標準審理期間	38
2	審理手続の計画的進行・計画的遂行	38
(1)	計画的な進行	38
(2)	計画的遂行	39
IV	弁明書に対する反論書・意見書・その他	39
1	弁明書に対する反論	39
(1)	処分庁から弁明書が提出された場合	39
(2)	反論書に記載すべき事項	40
(A)	弁明書に対する反論	40
(B)	処分庁の弁明の内容が判然としない場合	40
	コラム 理由の差替えを防ぐためには	40
	【書式4】 反論書	40
2	参加人による意見書の作成	41
3	争点整理表へのかかわり	42
V	証拠の収集・その他	42
1	手続の遵守と裁決固有の瑕疵	42
2	口頭意見陳述	43
(1)	口頭意見陳述の意義	43
(2)	処分庁等に対する質問	43
	コラム 効果的な意見陳述を行うためには	43
(3)	補佐人	44
(4)	口頭意見陳述の記録の入手	44
3	証拠書類等の提出	45

目次

4 書類その他の物件提出要求	45
5 提出書類等の閲覧・謄写	46
(1) 法改正による対象の拡大	46
(2) 閲覧請求の対象	46
(3) 謄写請求の対象	47
VI 行政不服審査会への諮問	47
1 諮問を希望しない旨の申出	47
(1) 審理員意見書の検討	47
(2) 法43条1項に該当する場合の諮問	48
2 行政不服審査会における調査審議	48
(1) 新たな主張書面等の提出	48
(2) 口頭意見陳述の検討	49
3 答申を受け取った場合	50
VII 裁 決	50
1 取消訴訟を提起するかどうか	50
2 取消訴訟の出訴期間	51

第3章 審理員のノウハウ

I 審理員とは	54
1 はじめに	54
2 審理員の役割	54
3 審理員の資格	55

(1) 審理員になりうる者	55
(2) 審理員の除斥事由	55
(3) 審理員候補者名簿の作成	56
(4) 補助機関	56
4 審理員の指名と交代	56
(1) 審理員の指名	56
(2) 審理員の交代	57
5 審理員の属性	57
6 進行管理担当課室	57
II 手続の開始	58
1 審査請求書の審査	58
(1) 審査請求書の審査（形式審査）	58
(2) 審査請求書の却下と補正	58
(3) 取下げ	59
【書式5】 補正命令書	60
【書式6】 補正書	61
2 審査請求書の送付	61
III 審理員審理	61
1 審理員審理の構造——対審構造か	61
2 審査請求書の内容の検討——事実関係の摘示・根拠法令の 摘示	62
3 弁明書の求め	62
(1) 弁明書とは	62
(2) 提出の時期	63
【書式7】 弁明書提出要求書	64

【書式8】 弁明書	65
(3) 審査請求人への送付	67
4 反論書・意見書	67
(1) 反論書・意見書提出の求め	67
(2) 期間内に反論書・意見書が提出されない場合	68
(3) 反論書または意見書に対する処分庁等からの主張	68
5 争点整理と審理計画	69
(1) 審理期間の実際	69
(2) 審理の長期化を防ぐには	69
【書式9】 争点整理表	70
IV 証拠調べ	72
1 口頭意見陳述	72
(1) 口頭意見陳述の意義	72
(2) 口頭意見陳述の出席者、開催場所	72
(3) 処分庁への質問権	73
(4) 審理員としての対応	73
(5) 記録の作成	74
2 証拠書類等の提出	74
(1) 証拠書類等の検討	74
(2) 証拠書類等の保管	74
3 書類その他の物件提出要求	75
(1) 物件提出要求とは	75
(A) 物件提出の内容	75
(B) 物件提出要求先	76
(2) 申立てによる場合	76
(3) 職権による場合	76

(4) 関係者への送付	76
4 審理関係人への質問	77
5 参考人の陳述・鑑定	78
6 検 証	78
7 提出書類等の閲覧・謄写等	78
(1) 閲覧・謄写請求権の意義	78
(2) 閲覧・謄写請求の拒否事由	79
(3) 第三者情報が記載されているとき	79
(4) 職権による閲覧・写しの交付	80
V その他の手続	80
1 審理手続の併合または分離	80
(1) 審理手続の併合	80
(2) 審理手続の分離	81
2 審理手続の承継	81
VI 審理員による執行停止の意見書	81
【書式10】 執行停止の意見書	82
VII 審理手続の終結と審理員意見書の提出	83
1 審理手続の終結	83
2 審理員意見書	84
(1) 審理員意見書の提出時期	84
(2) 審理員意見書の記載事項	84
(A) 意 見	84
(B) 理 由	86
【書式11】 審理員意見書	87

第4章 行政不服審査会のあり方

I	行政不服審査会	94
1	行政不服審査会の性格	94
2	国	94
(1)	議論の経緯	94
(2)	不服審査会の体制・事務局	95
3	地方公共団体	95
(1)	不服審査機関の設置	95
(2)	不服審査会の体制・事務局	96
4	不服審査会答申の状況	96
(1)	国の場合	96
(2)	地方公共団体(都道府県・政令市)	97
II	諮問手続	97
1	諮問が必要となる場合	97
2	諮問が不要となる場合	98
	コラム 不服審査会への諮問の適用除外	100
	コラム 諮問先の不存在	101
3	諮問手続の方法	101
(1)	諮問書	101
(2)	事件記録の写し	101
	【書式12】 処分についての審査請求に係る諮問書	102
(3)	通知および審理員意見書の写しの送付	104

III	行政不服審査会における調査審議	104
1	行政不服審査会における審議	104
2	手続の非公開	104
3	行政不服審査会の調査権限	105
(1)	主張書面・資料の提出	105
(2)	陳述または鑑定、その他必要な調査	105
(3)	口頭意見陳述	106
(4)	審査関係人から提出される主張書面・資料の受取り	106
(5)	提出資料等の閲覧	107
	コラム 職権主義と不意打ち防止	107
IV	答申の作成と送付	109
1	答申に記載すべき事項	109
2	答申の内容および主文	110
3	請求を認容（一部認容）すべき場合	110
(1)	実体的違法	110
	【書式13】 答申書例	111
(2)	妥当性を欠く場合	114
(3)	手続的違法	115
	コラム 理由の提示と行政DX	117
(4)	複数の違法事由	118
(5)	事情裁決についての答申	119
4	請求を棄却すべき場合	119
5	請求を却下すべき場合	119
6	付言の記載	120
7	答申の送付	121

8	答申の効力	121
9	答申の公表	121
10	答申分析の意義	122

第5章 再調査の請求および再審査請求

I	再調査の請求	126
1	再調査の請求の意義	126
2	要件	126
3	決定	126
	(1) 却下または棄却の決定	126
	(2) 認容の決定	127
4	再調査の請求と国税通則法	127
	(1) 国税通則法と不服申立て	127
	(2) 再調査の請求	128
	(A) 再調査の請求の方式	128
	(B) 補正	128
	【書式14】再調査の請求書	129
	(C) 不服申立期間	131
	(3) 再調査の請求における手続	131
	(A) 口頭意見陳述	131
	(B) 物件の提出等	132
	(4) 再調査の請求についての決定	132
	(5) 不服申立て	132

II 再審査請求	133
1 再審査請求の意義	133
(1) 法律の定め	133
(2) 再審査請求の対象	133
2 再審査請求の流れ	134
(1) 不服申立期間	134
(2) 再審査請求の裁決	134

第6章 審査庁による裁決

I 裁決の時期	138
II 裁決の種類	138
1 却下または棄却の裁決	138
2 事情裁決	138
3 認容裁決	139
(1) 処分	139
(2) 申請拒否処分	139
(3) 事実上の行為	140
(4) 不作為	140
III 裁決の方式	141
【書式15】 裁決書例	142

IV 裁決の送達と効力	149
1 裁決の送達	149
2 裁決の効力	149
(1) 拘束力	149
(2) その他の効力	150
V 審査請求人側の対応	150
著者紹介	152